

ユニフォーム広告掲示申請の手続きについて

※必ず「ユニフォーム規程」をお読みになってからお手続きください。

- ① ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックスの3点を総称したもの)に第三者のための広告表示を希望する場合、スポンサーの名称、業種および広告の内容について公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFA)に申請し、その承認を受けなければならないこととなっています。
- ② 申請書式「書式第3-1号」(クラブ申請をしていて、クラブとしてユニフォーム広告申請をする場合は「書式第3-2号」)を作成し、申請料(税込み)をお振込みの上、振込み受領書の写しを同封して、公益財団法人東京都サッカー協会(以下、東京FA)にご郵送ください。
- ③ 東京FAにて内容確認後、JFAに申請します。
- ④ JFAにて承認後、回答がチームへ郵送されます。
承認されたユニフォーム広告は、JFAの承認日からその年度の終了日まで有効です。毎年度ごとに申請が必要になります。

ユニフォーム広告掲示申請料	掲示箇所1ヶ所につき 10,800円
---------------	--------------------

【申請料の支払い方法】 下記のいずれかの方法で申請料をお支払いください。

※ 銀行振込みの場合 (受領書のコピーを申請書に同封してください)

銀行名 :みずほ銀行
支店名 :青山支店
口座番号 :(普) 2795844
口座名義 :(財)東京都サッカー協会

※ 郵便振込の場合 (受領書のコピーを申請書に同封してください)

口座番号 :00180-2-159353
加入者名 :(財)東京都サッカー協会
通信欄 :ユニフォーム広告掲示申請料であること、チーム名を記入

【送付先】

〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス6F
公益財団法人 東京都サッカー協会 登録担当宛
TEL 03-6801-8001
FAX 03-5800-5525

【注意事項】

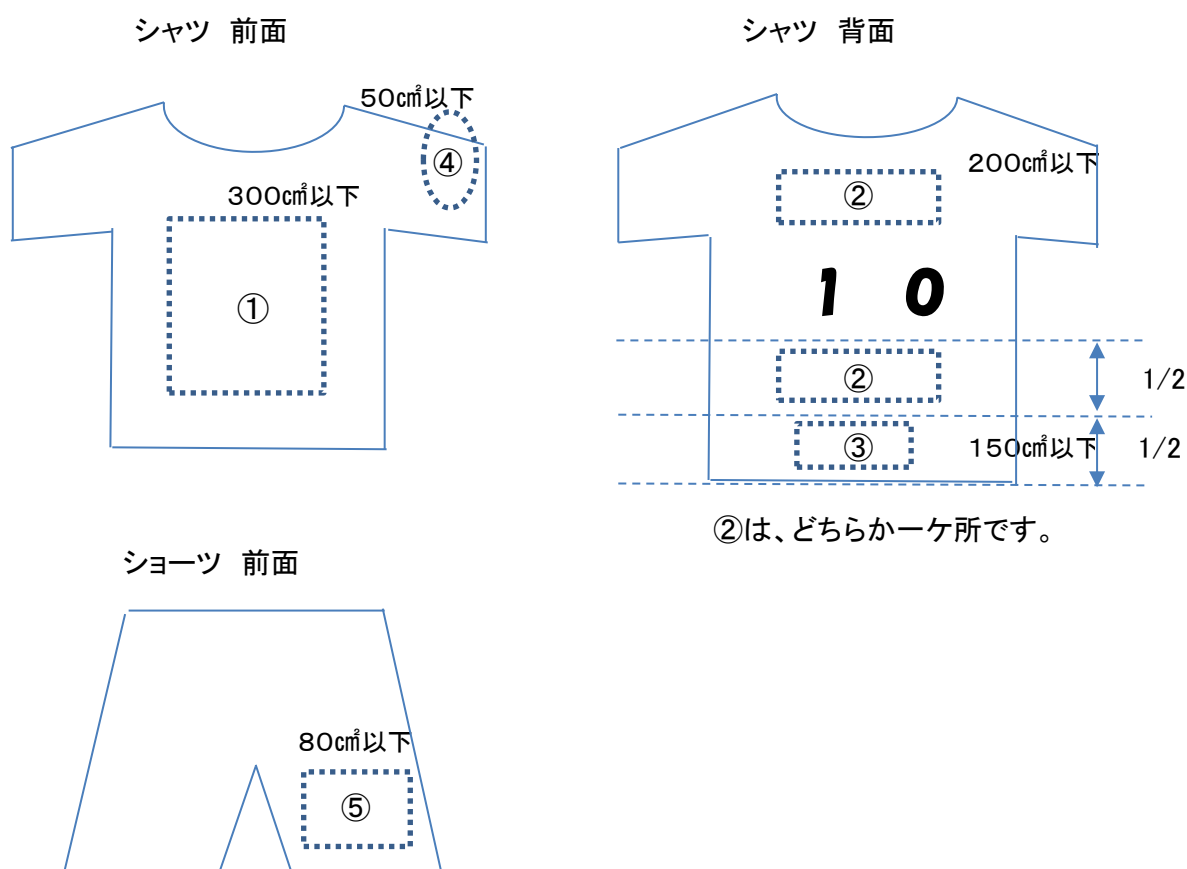
- ・ 広告のサイズは、必ず「縦 × 横」で採寸してください。
(円形の場合でも、円の面積ではなく、四角に測るといことです)
- ・ デザインは、フリーハンドで書いたものではなく、実物の写真かカンパ(図)を添付してください。
- ・ 広告社名・業種等は正確にご記入ください。(商品名ではなく、企業名です)
- ・ 広告の内容によっては、申請を受付けできない場合があります。
ご不明な場合は、事前に東京FAにFAXして確認してください。
- ・ スポンサー料欄に記入する金額は申請料(10,800円)とは異なります。スポンサー料をいただいている場合は「その金額」、何も無い場合は0円と記入してください。
- ・ 領収証が必要な場合は、返信用封筒に切手を貼って同封してください。その際、領収証の宛名を書いて同封してください。

【広告の掲示】 広告の掲示箇所およびサイズは以下の通りです。

- シャツ ① 前面:選手番号の上部または下部に300cm²を超えないサイズ
② 背面:選手番号の上部または下部に200cm²を超えないサイズ
③ 背面裾:選手番号の下から裾までの間の半分以下に150cm²を超えないサイズ
④ 左袖:50cm²を超えないサイズ
ショーツ ⑤ 前面左:80cm²を超えないサイズ

広告の掲示は、一ヶ所につき、一社のみです。
上記五ヶ所以外の場所の広告掲示は認められません。

(以下、広告掲示箇所イメージ図)



【その他】

[ユニフォーム規程]

第5条 [ユニフォームへの表示]

ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。

※ シャツの背面には、チーム名は表示できません。
また、表示できるもの(メーカー名を含む)は限られていますので、十分ご注意ください。
表示できる場所およびサイズの詳細は、必ず「ユニフォーム規程」でご確認ください。